

特定保健用食品制度（疾病リスク低減表示）に関する検討会開催要領

令和2年12月16日

消費者庁

第1 趣旨

特定保健用食品の疾病リスク低減表示については、平成17年からカルシウム及び葉酸の基準を設定し、運用しているところである。一方で、その運用については、制度開始以降、これまで特段の見直しは行われてこなかった。

このため、消費者庁において「特定保健用食品制度（疾病リスク低減表示）に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、疾病リスク低減表示の今後の運用について諸外国の状況も踏まえつつ、専門家から幅広く意見を伺い、検討を行うこととする。

第2 検討項目

- (1) 疾病リスク低減表示の今後の運用について
- (2) その他

第3 検討方針及びスケジュール

特定保健用食品の疾病リスク低減表示の今後の運用について、制度設立の経緯や許可の状況、諸外国の状況等を参考に、健康の維持増進に寄与することが期待される食品を消費者がより適切に選択できるよう検討を行い、令和2年度末を目途に方向性を取りまとめる。

第4 委員等

- (1) 検討会の委員は、消費者庁長官が委嘱する別紙に掲げる者とする。
- (2) 検討会に座長を置き、座長は消費者庁長官があらかじめ指名する者とする。
- (3) 座長は、検討会を統括する。
- (4) 座長に事故があるときには、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

第5 運営

- (1) 検討会の庶務は、消費者庁食品表示企画課において処理する。
- (2) 座長が必要と認めるときは、テレビ会議システムを利用し開催することができる。
- (3) 座長が必要と認めるときは、委員以外の関係者に検討会への出席を求め、意見を聴くことができる。
- (4) 検討会は原則として公開で行う。
- (5) 検討会の資料は、消費者庁ウェブサイト公表する。ただし、座長が公表することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、資料を非公表とすることができる。

- (6) 検討会の議事録については、各回終了後、委員の了解を得た上で、消費者庁ウェブサイトにおいて公表する。
- (7) この要領に定めるもののほか、議事の手続その他検討会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

特定保健用食品制度（疾病リスク低減表示）に関する検討会 委員名簿

	いそ ひろやす 磯 博康	大阪大学大学院医学系研究科社会医学講座公衆衛生学 教授
	いわつき すずむ 岩月 進	公益社団法人日本薬剤師会 常務理事
	かみむら ゆうこ 神村 裕子	公益社団法人日本医師会 常任理事
	きど やすひろ 木戸 康博	甲南女子大学医療栄養学部医療栄養学科 教授
◎	ささき さとし 佐々木 敏	東京大学大学院医学系研究科公共健康医学専攻社会予防疫学分野 教授
	すぎもと なおき 杉本 直樹	国立医薬品食品衛生研究所 食品添加物部第二室長
	たけうち としえ 竹内 淑恵	法政大学経営学部 教授
	ちば つよし 千葉 剛	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所国立健康・栄養研究所食品保健機能研究部 部長
	てらもと さちゆき 寺本 祐之	公益社団法人日本通信販売協会 サプリメント部会
	ののうち さとみ 野々内 さとみ	全国地域婦人団体連絡協議会 理事
	もりた まき 森田 満樹	一般社団法人Food Communication Compass 代表
	もろおか あゆみ 諸岡 歩	公益社団法人日本栄養士会 理事
	やじま てつや 矢島 鉄也	公益財団法人日本健康・栄養食品協会 理事長

(◎座長、五十音順、敬称略。肩書は令和2年12月16日現在)